

積算疑義の申立に対する回答書

- 1 案件番号 2025100655001
- 2 工事名 釜ヶ原川改良工事（7－1）
- 3 開札日 令和7年11月25日
（再度の入札を実施した場合は、再度の入札の開札日）

申立内容	回 答
第0017号明細書 取水柵工について 蓋版の材料費が図面では落とし込みなのに ボルト固定の単価30,600円になっているの で違算である。	集水柵蓋の材料単価を落とし込み式の単価 とすべきところを、ボルト固定式の単価で 積算しており、誤りがありました。
第0022号明細書 運搬処理について 石積の処分単価が、土木工事施工条件の 玉石の処分場は水野砂利になっているが、 市の公表単価の3,950円が正解。 また、7,000円/m3の根拠をお示し下さ い。見積であれば積算参考資料に記載する 必要がある。	石積の単価については、広島県建設発生 土処分先一覧表の公表価格は10t 単価の記 載となっているため、4t 単価で積算してい る。（土砂運搬は4t 価格で積算） 7,000 円/m3 の根拠については、玉石受け 入れ業者に確認した単価（見積では無い） です。

検証結果
積算疑義申立のあった事項について内容を確認した結果、市の積算に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる結果となりました。 このため、当該入札を中止します。